

令和7年第3回豊山町教育委員会定例会会議録

1 開催日時 令和7年3月19日(水) 午前11時から午前11時55分まで

2 開催場所 豊山町役場 3階 会議室5

3 出席者 教育長職務代理者 佐藤 正 司
教育委員 後藤 明 美
教育委員 志水 千 鶴

説明のため出席した職員

事務局長 安藤 憲 司
教育参事 山中 洋 子
学校教育課長 菊地 智 行
給食センター所長 牛田 彰 和
生涯学習課長 栗山 直 樹
教育専門員 渡邊 亘 宏
教育支援センター指導員 飯田 義 秀

4 傍聴者 なし

5 議 題 日程第1 前回会議録の承認

日程第2 事業報告

日程第3 付議案件

(1) 議案第 7号 教育委員会事務局の職員の任免について ※秘密会

(2) 議案第 8号 豊山町学校運営協議会規則の制定について

(3) 議案第 9号 豊山町立学校における学校評議員の設置に関する
規程及び豊山町立学校における学校関係者評価委
員会の設置に関する規程の廃止について

(4) 議案第10号 令和7年度学校給食費の公表について

(5) 議案第11号 豊山町文化財保護審議会委員の任命について

(6) 承認第 2号 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正に対する意見に係
る代決について

(7) 報告第 5号 校長等の任免について ※秘密会

(8) 報告第 6号 令和6年度教育支援センター「しいのき」の運営・

活動実績について

(9) 報告第7号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について

(10) 報告第8号 令和6年度第2回豊山町給食センター運営委員会について

日程第4 その他

6 議事内容

開会の宣告（午前11時）

佐藤職務代理者： 早朝の寒い中、小学校の卒業式にご出席いただきましてありがとうございました。

3月18日（火）に3月議会が終了しました。ご承知かと思いますが、教育長の人事案件については残念ながら不同意でした。それに伴い、新年度の入学式は、引き続き私が職務代理で出席することになります。本日も町長の祝辞を代読した時に自分の立場の大きさを改めて認識し、大変な役職を仰せつかったと感じています。現在、教育委員会は非常事態と言っていいと思います。教育長が決まるまでは特に皆さんの力をお借りして、教育委員会を運営していく必要がありますのでご協力お願い申し上げます。

ただいまから、令和7年第3回豊山町教育委員会定例会を開会します。

【日程第1 前回会議録の承認】

佐藤職務代理者： 議事に入ります前に、事前に配付させていただいた、令和7年2月14日（金）に開催いたしました令和7年第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、このまま承認してよろしいですか。

（「異議なし」の声）

佐藤職務代理者： 令和7年第2回豊山町教育委員会定例会の会議録は、承認をいたしますので、閉会後に委員の皆様のご署名をお願いします。

【日程第2 事業報告】

事務局長： 前回定例会からこの間の事業報告をいたします。

令和7年2月14日（金）から令和7年3月18日（火）まででございます。

2月17日（月）に第1回豊山町文化財保護審議会を開催しました。

2月23日（日）に第17回とよまエアポートビューマラソンがありました。

2月28日（金）に第2回豊山町生涯学習推進審議会を開催しました。

3月2日（日）に文化振興事業として、社会教育センターホールで松

本梨香のトーク＆ライブを行いました。

3月7日（金）に豊山中学校の卒業式がありました。

3月11日（火）に町内校長会議を開催しました。

3月17日（月）に第22回子どもチアリーディング大会出場選手の表敬訪問がありました。種目はチアリーディングで、豊山町内のSkywings Cheerleading Club（スカイウイング チアリーディング クラブ）というチームが、2月24日（月・祝）に神奈川県横浜市の横浜BUNTAIという会場で開催された大会で、自由演技競技の小学生高学年ユースの部で優勝、同一競技の小学校低学年の部で第5位という好成績を収められました。

また、3月3日（月）から3月18日（火）の期間で豊山町議会第1回定例会が開催されました。

教育委員会に関係する議案といたしまして、先ほど佐藤職務代理者からもお話がありましたが、教育長の任命については不同意となりました。

2つ目に、豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を提案しました。この内容といたしましては、令和6年度をもって学校関係者評価委員会制度を廃止し、新たに令和7年度に学校運営協議会制度を導入することから当該条例における関係条文を改正するものです。こちらの内容につきましては、後ほど議案で説明いたします。

3つ目に令和6年度一般会計予算の補正予算で、工事請負費として5,467万円、歳入はその補助金で348万2千円を計上しました。こちらは、令和6年度に執行予定でした志水小学校トイレ改修工事が未執行の状態ですので、令和6年度予算を増額補正し、来年度に工事をするために予算繰越を行うという手続きを取らせていただきます。

4つ目に、令和7年度の教育委員会に関係する一般会計予算を審議していただきました。

また、3月議会の教育委員会に関係する一般質問を抜粋でお付けしましたので、後ほどご覧頂ければと思います。

以上でございます。

【日程第3 付議案件】

佐藤職務代理者： それでは、付議案件に入ります。

「議案第7号 教育委員会事務局の職員の任免について」は、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定による人事に関する案件ですので、後程秘密会で審議することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： それでは、議案第7号は、後程、非公開で審議をいたします。

続いて、「議案第8号 豊山町学校運営協議会規則の制定について」、「議案第9号 豊山町立学校における学校評議員の設置に関する規程及び豊山町立学校における学校関係者評価委員会の設置に関する規程の廃止について」、「承認第2号 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見に係る代決について」は、関連がありますので一括で説明していただきます。事務局お願いします。

学校教育課長： —説明—

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

それでは、私からよろしいですか。議会に諮った際、学校関係者評価委員会制度と学校運営協議会制度はどのように違うのかというような質問が出ていたと思いますが、詳細を教えてください。

学校教育課長： 町長の施政方針に対する議案質疑で質問があり、内容は学校運営協議会制度を全校に設置する明確な目的を示して欲しい、また、来年度予算では従来の学校関係者評価委員会制度と大きな違いがみられないと思われるが、どのように地域の関与を深め、学校との連携を強めていくのかという点で具体的な取り組みや方策を説明してください、というものでした。

こちらは、町長の施政方針に対する質問でしたので、町長に答弁していただきました。

全校に設置する理由につきましては、これまで学校と地域を繋ぐ役割を担っていた学校評議員制度や学校関係者評価委員制度が既に学校運営協議会制度の役割の一部を担っており、今回これを発展的に移行する形で学校運営協議会を設置することから、これまで担っていた学校運営等に関する評価も行っていたいただき、また学校の地域的特性や事情に応じた活動が想定されるため、と答弁しております。

また、学校と連携を深めていく具体的な取り組み方策についての答弁としては、具体的な取り組みや学校との連携を深めていく方策については、今後それぞれの学校に設置される協議会によって話し合っていたけるものと考えております、という内容で町長から答弁させていただきました。

佐藤職務代理者：　　こういうやり取りがあったということを、皆さんもご承知おきください。従来の協議会制度を廃止して新しい制度を始めるということで、議員の皆さんも関心を持ってみえるということです。

地域との関わりを一層強くするという趣旨で注目をされており、クラブ活動の地域移行についても皆さんが関心のあることと思いますので、制度をつくる以上そういったところも踏まえて、覚悟を持ってやっていただきたいなと思います。

よろしくお願いします。

佐藤職務代理者：　　他にご意見等ないようですので、ただいまの議案第 8 号、第 9 号及び承認第 2 号について、原案のとおり可決及び承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者：　　議案第 8 号、第 9 号及び承認第 2 号は、原案どおり可決及び承認されました。

続いて「議案第 10 号 令和 7 年度学校給食費の公表について」、事務局から説明をお願いします。

給食センター所長：　　—説明—

佐藤職務代理者：　　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後 藤 委 員：　　一度給食費を値上げしましたよね。いつでしたか。

給食センター所長：　　令和 6 年度に値上げしました。

佐藤職務代理者：　　それ以降、また物価が上がっていますね。金額を決めるということは、その予算内でやりくりするということになります。クオリティが下がらないようにする企業努力にも限界があると思いますが、栄養価の確保や安全な食品を使っていただくようお願いします。

他にご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者：　　議案第 10 号は、原案どおり可決されました。

続いて「議案第 11 号 豊山町文化財保護審議会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長：　　—説明—

佐藤職務代理者：　　事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

後 藤 委 員：　　委員さんは変わらずということですね。

生涯学習課長：　　そうです。

佐藤職務代理者： 任期は2年ですね。

生涯学習課長： はい。

佐藤職務代理者： 他にご意見等ないようですので、ただいまの議案について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： 議案第11号は、原案どおり可決されました。

続いて、「報告第5号 校長等の任免について」、豊山町教育委員会の会議に関する規則第13条の規定による人事に関する案件ですので、後程秘密会で報告することでご異議ありませんか。

(異議なしの声)

佐藤職務代理者： それでは、報告第5号は、後程、非公開で報告願います。

続いて、「報告第6号 令和6年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について」、事務局から説明をお願いします。

教育支援センター ー説明ー

ー指導員ー

佐藤職務代理者： 事務局より説明がございました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、続いて、「報告第7号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について」、事務局の説明を求めます。

教育参事： ー説明ー

佐藤職務代理者： 事務局より説明がありました。ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますか。

ご意見等ないようですので、続いて、「報告第8号 令和6年度第2回豊山町給食センター運営委員会について」、事務局の説明を求めます。

給食センター所長： ー説明ー

佐藤職務代理者： ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。令和6年度の報告で、運営に否定的な意見はありましたか。

給食センター所長： ありませんでした。

佐藤職務代理者： 他にご意見等ないようですので、以上で付議案件を終わります。

【日程第4 その他】

佐藤職務代理者： 次に「その他」の事項に入ります。

事務局から、その他報告事項等がありますか。

学校教育課長： 一次回教育委員会定例会の開催日時についてー

佐藤職務代理者： 他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

それでは私から1点。今日の卒業式で、ある町議会議員から「今年度から卒業式次第に卒業生名簿が載っていないがどうか。教育委員会で諮って載せるのをやめたのか」と質問がありました。少なくとも、私が教育委員会委員に就任した令和6年10月以降には、そのような議論はありません。個人情報保護の流れのため、載せるのをやめたのではないかと回答しておきましたが、このような質問があったことを教育委員会で伝えて欲しいとのことでしたので報告いたします。

これは、全県的な流れなのでしょうか。

教 育 参 事： 西春日井地区は載せる学校・載せない学校がありますが、豊山町では個人情報には載せないと、4校で統一して対応することにしました。

佐藤職務代理者： 町として、今後も名簿は載せない方向で進めていくということで固めていきたいと思います

他に委員の皆様から何かご発言があればお願いします。

(発言なし)

閉会の宣告（午前11時55分）

佐藤職務代理者： 以上で、令和7年第3回豊山町教育委員会定例会、公開による会議を閉会します。

令和7年第3回豊山町教育委員会定例会 次第

日 時：令和7年3月19日（水）

午前11時00分

場 所：豊山町役場 3階 会議室5

1 開会の宣告

2 前回会議録の承認

3 事業報告

4 付議案件

- (1) 議案第 7号 教育委員会事務局の職員の任免について ※秘密会
- (2) 議案第 8号 豊山町学校運営協議会規則の制定について
- (3) 議案第 9号 豊山町立学校における学校評議員の設置に関する規程及び豊山町立学校における学校関係者評価委員会の設置に関する規程の廃止について
- (4) 議案第10号 令和7年度学校給食費の公表について
- (5) 議案第11号 豊山町文化財保護審議会委員の任命について
- (6) 承認第 2号 豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見に係る代決について
- (7) 報告第 5号 校長等の任免について ※秘密会
- (8) 報告第 6号 令和6年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について
- (9) 報告第 7号 小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について
- (10) 報告第 8号 令和6年度第2回豊山町給食センター運営委員会について

5 その他

6 閉会の宣告

議案第 8 号

豊山町学校運営協議会規則の制定について

豊山町学校運営協議会規則を別添のとおり制定することについて、議決を求める。

令和 7 年 3 月 1 9 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐 藤 正 司

提出理由

この案を提出するのは、学校運営協議会制度の導入に伴い規則を制定する必要があるからである。

豊山町教育委員会規則第 号

豊山町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、豊山町学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、豊山町立学校の学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合は、2以上の学校について共同で協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に定める協議会の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して前条第1項に規定する基本的な方針の実現に資する事項（特定の個人に係るものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画等の促進のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営及び当該運営への支援について、保護者や地域住民等の理解、協力及び参画等が促進されるよう、協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(委員の委嘱又は任命)

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから対象学校の校長が推薦し、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長その他の教職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の委嘱又は任命について、当該対象学校の校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を委嘱し、又は任命することができる。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職の身分を有する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに委嘱し、又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項及び法令に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年豊山町条例第5号）の定めるところによる。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がその対象学校の校長と協議した上で、招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、その対象学校の校長が招集する。

2 会議においては、会長が議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、会議録を調製し、保管するものとする。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴人」という。）は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（活動報告）

第15条 会長は、当該年度の協議会の活動が完了したときは、教育委員会に活動の報告をしなければならない。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

（庶務）

第17条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

（委員の解任）

第18条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

（1） 本人から辞任の申出があった場合

（2） 第10条の規定に違反した場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 9 号

豊山町立学校における学校評議員の設置に関する規程及び豊山町立学校における学校関係者評価委員会の設置に関する規程の廃止について

豊山町立学校における学校評議員の設置に関する規程（平成 13 年豊山町教育委員会規程第 1 号）及び豊山町立学校における学校関係者評価委員会の設置に関する規程（平成 21 年豊山町教育委員会規程第 11 号）を廃止することについて、議決を求める。

令和 7 年 3 月 19 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐 藤 正 司

提出理由

この案を提出するのは、学校評議員制度及び学校関係者評価委員制度の廃止に伴い関係条文を廃止する必要があるからである。

豊山町教育委員会規程第 号

豊山町立学校における学校評議員の設置に関する規程（平成13年豊山町教育委員会規程第1号）及び豊山町立学校における学校関係者評価委員会の設置に関する規程（平成21年豊山町教育委員会規程第11号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月 日

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐 藤 正 司

○豊山町立学校における学校評議員の設置に関する規程

平成13年12月21日

教委規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）第32条第1項の規定に基づき、豊山町立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）の学校運営に関し意見を述べることができるものとして学校評議員を設置し、その運用について基本的事項を定めることを目的とする。

(委嘱等)

第2条 学校に置く学校評議員の数は、5人以内とする。

- 2 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、豊山町教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 学校評議員の任期は、委嘱の日からその年の年度末までとする。ただし、教育長が特に必要と認めた場合は、3年を限度として再任することができる。

- 2 前項の規定に関わらず、教育長が特別の事情があると認めた場合は、任期満了前に解職することができる。
- 3 学校評議員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する事項について意見を述べるものとする。

(報償費)

第5条 学校評議員に対する報償費は、予算の範囲内において定める。

(秘密を守る義務)

第6条 学校評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。学校評議員の職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年1月15日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日教委規程第3号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

○豊山町立学校における学校関係者評価委員会の設置に関する規程

平成21年3月30日

教委規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、豊山町立小中学校管理規則（平成13年豊山町教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づく学校関係者評価委員会（以下「評価委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定数及び推薦)

第2条 学校に設置する学校関係者評価委員会委員（以下「評価委員」という。）の定数は10人以内とする。

2 学校長は、保護者、学校評議員、地域住民等のうちから、学校運営その他児童生徒の育成に関わりのある者を評価委員として推薦するものとする。

(委嘱及び任期)

第3条 評価委員は、前条第2項の規定による学校長の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

2 評価委員の任期は、1年とする。ただし、3年を限度として再任することができる。

3 評価委員に欠員が生じたときは、新たに評価委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第4条 評価委員会は、学校の教育活動等の観察及び教職員との意見交換を通じて、学校の状況について共通理解を持つとともに、学校長が示した自己評価の結果を踏まえた評価活動を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 学校の評価委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 評価委員会の会議は、評価委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 評価委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

議案第10号

令和7年度学校給食費の公表について

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公表することについて、議決を求める。

令和7年3月19日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正 司

提出理由

この案を提出するのは、令和7年度の給食費を公表するため必要があるからである。

記

教育委員会公表

令和7年4月1日

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正 司

記

豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例第4条第1項の規定に基づき、令和7年度の給食費を次の額以内とする。

令和7年度 学校給食における給食費の額

小学校	1食当り	286円
中学校	1食当り	328円

(参考資料) 豊山町給食センターの設置及び管理に関する条例(抜粋)

(昭和44年豊山町条例第1号)

(給食費)

第4条 給食費は、給食に要する経費のうち、主食及び副食に係る賄材料費の実費に相当する額を基準として、毎年4月1日に公表するものとする。

2 前項に掲げる給食費は、児童及び生徒の保護者から徴収するものとする。

議案第 11 号

豊山町文化財保護審議会委員の任命について

豊山町文化財保護条例（平成 17 年条例第 6 号）の規定に基づき、下記の者を豊山町文化財保護審議会委員に任命することについて、議決を求める。

令和 7 年 3 月 19 日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐 藤 正 司

提出理由

この案を提出するのは、委員の任期満了に伴い令和 7 年 4 月 1 日からの新たな豊山町文化財保護審議会委員を任命する必要があるためである。

記

No.	氏名	専門分野	現元職等	在任
1	林 進	植物	岐阜大学名誉教授 犬山里山学研究所理事長	R 元年度～
2	水野 智之	歴史	中部大学教授 元豊山町史編さん委員	R 元年度～
3	千田 秀樹	美術	元豊山町史編さん委員 元小学校校長	R 5 年度～
4	岡島 ひかる	郷土史	文化財友の会会員 元豊山町史編さん委員	H29 年度～
5	加藤 武	郷土史	文化財アドバイザー 元中学校教諭	H27 年度～

※任期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

※設置根拠 豊山町文化財保護条例（平成 17 年豊山町条例第 6 号）

参考

豊山町文化財保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、町の区域内に存する文化財のうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（設置）

第34条 教育委員会に豊山町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（職務）

第35条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

（審議会への諮問）

第36条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。

- （1） 町指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- （2） 町指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- （3） 町指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- （4） 町指定有形民俗文化財又は町指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- （5） 町指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち教育委員会が記録を作成すべき者の選択
- （6） 町指定史跡天然記念物の指定及びその指定の解除

（組織）

第37条 審議会は、文化財に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する7人以内の委員で組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（会長）

第38条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第39条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第40条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第41条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

承認第2号

豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見に係る代決について

豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項及び第2項に基づき、事務局長が豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見に係る事務の代決を行ったことについて、同規程第7条第1項に基づき、承認を求める。

令和7年3月19日提出

豊山町教育委員会教育長職務代理者 佐藤 正 司

提出理由

この案を提出するのは、豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に対する意見について、豊山町教育委員会事務決裁規程第5条第1項及び第2項に基づき、事務局長が事務の代決を行ったため、同規程第7条第1項により、承認を求める必要があるからである。

議案第19号

豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月3日提出

豊山町長 服 部 正 樹

豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年豊山町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

学校関係者評価委員	1回につき 6,000円
-----------	--------------

」を

「

学校運営協議会委員	1回につき 6,000円
-----------	--------------

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、学校関係者評価委員会制度の廃止及び学校運営協議会制度の導入に伴い関係条文を改正する必要があるからである。

豊山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新		旧	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
学校運営協議会委員	1回につき 6, 0 0 0 円	学校関係者評価委員	1回につき 6, 0 0 0 円
以下略		以下略	

報告第6号

令和6年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について

令和6年度教育支援センター「しいのき」の運営・活動実績について、別紙のとおり報告します。

報告第7号

小中学校学年末・学年始休業期間における指導計画について

令和7年3月25日から始まる豊山町立小学校及び中学校の小中学校学年末・学年始休業期間中における児童生徒の生活指導、学校運営計画について、各小学校・中学校長より提出がありましたので、別紙のとおり報告します。

報告第8号

令和6年度第2回豊山町給食センター運営委員会について

令和6年度第2回豊山町給食センター運営委員会を開催しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催日時 令和7年2月10日（月）午後2時～午後2時45分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3
- 3 出席者 豊山町給食センター運営委員
委 員：後藤祥子、赤羽真理子、後藤 舞、
杉 直哉 松永千鶴 伊藤英紀 篠田弘男 上原正子
事務局：教育委員会事務局長 安藤憲司、
給食センター所長 牛田彰和、
栄養教諭 渡邊志保、栄養教諭 松下南生
- 4 欠席者 委 員：日置真由子
- 5 議題 （1）令和6年度学校給食事業（中間報告）について
（2）令和7年度学校給食事業（案）について
（3）その他
- 6 議事内容【抜粋】
議題（1）令和6年度学校給食事業（中間報告）について
 - ・委員から「親子探検ツアーについて、とよやまチャンネルで放送されたが、楽しそうな内容であることが映像で分かったので良かった」との意見があった。
 - ・委員から「通常のセンター見学の申込について」の質問があり、「給食がある時期に随時受付をしており、2か月前までに連絡をいただき、見学する月の前月15日までに書類で申請をいただく流れとなる」と回答した。
 - ・委員から「給食費の未納について」の質問があり、「給食センター、学校教育課、学校で協力し保護者と面談を行い、納付を促している」と回答した。

議題（２）令和７年度学校給食事業（案）について

- ・委員から「献立委員会について、今年度の献立委員から、メニューを選択し給食の献立を決めることができ喜んでいた」との意見があった。
- ・委員から「豊山町の給食は、素材の味を大切にしており、子どもたちが自然の味を知ることができるのは、大きなメリットである」との意見があった。
- ・委員から「給食で、ご飯、パン、麺の割合について」の質問があり、「豊山町は、日本型食生活の大切さを伝えるため、週に４回以上はご飯にしている」と回答した。
- ・委員から「豊山町の麺類は非常に美味しいので、回数をもう少し増やしても良いのではないか」との意見があった。

議題（３）その他

特になし

令和6年度学校給食事業(中間報告)について

学校給食事業の実施状況

(1) 給食センター運営委員会の開催

	開催日	議 題
第 1 回	7 月 3 日	・ 令和 5 年度学校給食費の決算見込みについて ・ 令和 6 年度学校給食事業の概要について
第 2 回	2 月 10 日	・ 令和 6 年度学校給食事業(中間報告)について ・ 令和 7 年度学校給食事業(案)について

(2) 給食センター献立委員会の開催

毎月 1 回開催(8 月を除く)

(3) 給食の実施状況 〈12 月末現在〉

区分	学校数	給食日数	給食実施食数
小学校	3 校	1 4 0 日	1 4 2 , 8 6 7 食
中学校	1 校	1 4 0 日	7 2 , 3 7 1 食
計	4 校	—	2 1 5 , 2 3 8 食

(4) 給食費(1 食当たり、主食・牛乳・副食合わせて)

① 小学校 2 8 6 円 月額 4 , 9 4 0 円

② 中学校 3 2 8 円 月額 5 , 6 6 0 円

(5) 賄材料(主食・牛乳・副食)〈12 月末現在〉

① 小学校 4 1 , 8 9 6 , 9 2 0 円

② 中学校 2 4 , 1 6 9 , 6 6 3 円

計 6 6 , 0 6 6 , 5 8 3 円

(6) 給食主食別実施内容〈予定〉

米飯 1 5 2 回・パン 2 1 回・麺類 1 9 回

(7) 給食センターでの取り組み〈12 月末現在〉

① 給食センター見学の児童生徒に対して「給食ができるまで」
をテーマに食育指導を実施

② 友好交流都市協定自治体の食材を使用した給食の提供
・ 北海道せたな町の「米」と「じゃがいも」を使用した「カレ

ーライス」を提供

- ・長野県阿智村の有機野菜「じゃがいも」と「玉ねぎ」を使用した「肉じゃが」、有機野菜「大根」を使用した「根菜汁」、有機野菜「ねぎ」を使用した「すき焼き風煮」、「りんご」を提供

③給食センターの見学・試食会の開催〈12月末現在〉

7月5日（金） 新栄小学校PTA役員7名参加

内容：センター概要DVD視聴、施設見学、食育講話、給食の試食

④給食センター親子探検ツアー

12月24日（火）9時～11時

内容：センター概要DVD視聴、エアシャワー・野菜洗浄・釜かきまぜ・フライヤー投入・配缶体験、給食クイズ、任命書贈呈）

令和 7 年度学校給食事業(案)について

学校給食事業(案)の概要

- (1) 給食センター運営委員会(委員 9 名)の開催
年 2 回 (7 月、2 月)
- (2) 給食センター献立委員会の開催
毎月 1 回開催 8 月を除く
豊山小・豊山中 P T A 各 1 人、小中学校給食主任各 1 名、
栄養教諭、所長【令和 6 年度は、新栄小・志水小 P T A】
- (3) 給食センター運営・学校配膳体制
所長、事務職員、栄養教諭、学校配膳員
*調理業務、配送業務は委託
- (4) 給食の実施計画

①期間及び日数

第 1 学期	第 2 学期	第 3 学期	計
4 月 11 日から 7 月 17 日まで	9 月 2 日から 12 月 22 日まで	1 月 8 日から 3 月 23 日まで	—
6 7 日	7 5 日	4 8 日	1 9 0 日

②予定食数

区分	学校数	年間計画食数	1 日当りの食数
小学校	3 校	1 9 9 , 1 2 0 食	1 , 0 4 8 食
中学校	1 校	1 0 7 , 4 0 4 食	5 6 5 食
計	4 校	3 0 6 , 5 2 4 食	1 , 6 1 3 食

- (5) 給食費(1 食当たり、主食・牛乳・副食合わせて)
 - ①小学校 2 8 6 円 月額 4 , 9 4 0 円
 - ②中学校 3 2 8 円 月額 5 , 6 6 0 円
- (6) 賄材料(主食・牛乳・副食)調達計画(令和 7 年度予算額)
 - ①小学校 5 6 , 9 4 8 , 3 2 0 円
 - ②中学校 3 5 , 2 2 8 , 5 1 2 円
 - 計 9 2 , 1 7 6 , 8 3 2 円
- (7) 給食主食別実施内容
米飯 1 5 0 回・パン 2 1 回・麺類 1 9 回
- (8) 給食センターでの食育への取り組み
 - ・給食センター施設の児童見学
 - ・各学校で栄養教諭による食育指導の実施
 - ・保護者等の給食センター施設見学及び試食会
 - ・友好交流都市の食材を使用した給食提供